

社会文化科学教育部学生 各位

9月28日以降の文法棟・院生研究室の使用制限について

2020年9月25日

社会文化科学教育部長

新型コロナウイルス感染症に係る熊本市・熊本県のリスクレベルがレベル3に変更されました（9月22日）ので、文法棟・院生研究室等の使用制限を以下のようにします。下記規制事項を守って使用するとともに、ひきつづき感染拡大防止に努めて生活してください。

文法棟開庁時間：8:00～20:00

文学部図書室開室時間：9:30～17:00

* 法学部図書室については、法学部の指示に従ってください。

院生研究室：8:00～20:00

* 法務学修自習室については、法務学修生運営委員会の指示に従ってください。

使用にあたっては、手洗いをしたうえで、必ずマスクを着用し、換気・ソーシャルディスタンスの維持に注意するとともに、使用記録簿に使用日時・使用者を記録してください。

使用人数は、1スパンの研究室の場合は4名まで、2スパンの場合は6名までとしてください。研究室構成員の誰の使用を優先するかは、教員の指示にしたがってください。

教員立会いの下であれば、20:00以降22:00までの使用を認めます。

院生研究室内の飲酒・大人数での会食はひきつづき禁止します。

※ 発熱・咳・くしゃみなど風邪症状がある場合には登校をしないでください。

なお、これまで、県境を越えて移動した場合、帰熊後14日間、キャンパス内への立ち入りを自粛するよう求めてきましたが、9月22日以降の移動についてはこの要請を終了します。

熊本市・熊本県のリスクレベルが引き上げられた場合には、再び使用制限を厳しくすることになります。ご理解とご協力をお願いいたします。